

「代金回収 WEB 口座振替受付サービス」利用規定

代金回収 WEB 口座振替受付サービス(以下「本サービス」という)とは、大銀コンピュータサービス株式会社(以下、「乙」という)と「預金口座振替による代金回収事務委託契約書」(以下「基本契約」という)を締結した委託者(以下「甲」という)に提供するオプションサービスであり、本サービス利用における規定を次のとおり定める。

第1条 (用語の定義)

1. 本規定における用語を以下のとおり定義する。

(1) 顧客

甲のお客さまであり、乙が本サービスの取扱いについて提携している各金融機関(以下「提携金融機関」という)所定の利用条件を満たしている預金者

(2) サイト

乙がインターネットのネットワーク上で本サービス提供のために甲または顧客に表示する画面

(3) 端末

乙所定のブラウザソフトを備えたパソコン、スマートフォン等

第2条 (事務の範囲)

1. 甲は、基本契約に定めた預金口座振替依頼書受理等の方法に加えて、本サービスの取扱いができるものとする。

第3条 (本サービスの内容)

1. 本サービスは、以下の手続きに従い、顧客自らが指定した提携金融機関に対して乙のサイト経由で口座振替申込みを行い、申込み受付結果に関する情報(以下「受付結果」という)を乙から顧客に通知するものとする。

(1) 顧客の端末操作に従い、乙は当該顧客を特定するための情報等(以下「引継情報」という)を、当該顧客が選択した提携金融機関に送信し、預金口座振替登録の依頼を行う。

(2) 提携金融機関はサイト上で当該顧客の本人確認を行い、当該顧客の端末に引継情報に基づく画面を表示する。

(3) 当該顧客は画面表示内容を確認のうえ、提携金融機関に対して預金口座振替登録の依頼を行い、提携金融機関は所定の手続きにより預金口座振替契約の申込みを受け付ける。

(4) 提携金融機関が本項(1)号ないし(3)号に基づき預金口座振替契約の申込みを受け付け、提携金融機関所定の手続きが完了した時点をもって当該顧客、提携金融機関の間で預金口座振替契約が成立したものとする。

(5) 乙は、当該顧客の端末に受付結果を表示する。

(6) 前各号にかかわらず、以下の場合、乙は受付結果を当該顧客の端末に表示しないものとする。

- ① 当該顧客の作為、不作為を問わず、本項(1)号ないし (5)号の操作が中断された場合
 - ② 通信機器・回線・コンピューター等の障害もしくは回線の不通が発生した場合
- (7) 甲は、乙が提供する専用のサイトにて顧客の預金口座振替受付状況を確認する。
2. 本サービスの取扱い時間は乙、および提携金融機関所定の時間内とする。なお、乙および提携金融機関は甲に事前通知することなく変更できるものとする。
3. 本サービスの利用に際して使用できる端末の種類、ブラウザ等は乙所定のものに限定する。

第4条（取扱手数料）

1. 本サービスの取扱いにあたり、甲は乙に対して乙所定の取扱手数料およびこれにかかる消費税相当額を、基本契約に定めた支払い方法、または乙が別途定める方法で支払うものとする。

第5条（業務委託）

1. 乙は、本サービスに基づく業務の全部または一部を第三者に再委託できるものとする。

第6条（免責）

1. 提携金融機関が、提携金融機関所定の方法により顧客の本人確認を行い、預金口座振替契約を締結したときは、当該顧客からの申込みに基づく契約とみなす。端末、暗証番号等、本人確認事項の不正使用その他の事由により当該顧客との間で紛議が生じた場合は、甲の責任において解決するものとし、乙は一切の責任を負わない。
2. 前項以外の免責事項は、基本契約に準じるものとする。

第7条（損害賠償）

1. 基本契約の定めにかかわらず、甲が本サービスの不正利用等により直接的または間接的に乙に損害を与えたときは、甲はその損害を賠償するものとする。

第8条（本サービス内容、本規定の変更）

1. 乙は、本規定の変更が甲の一般の利益に適合する限り、または本規定の変更が本サービスの目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更にかかる事情に照らして合理的な範囲内で、本規定を変更することができるものとする。この場合、乙はホームページ上の「『代金回収WEB口座振替受付サービス』利用規定」を改定し掲示する。

第9条（協議事項）

1. 本サービスに定めのない事項については基本契約に準じるものとする。
2. 本規定、基本契約の双方に定めのない事項については、甲乙間で協議のうえ決定するものとする。

以上

(2022 年 2 月 1 日制定 大銀コンピュータサービス株式会社)